

# 熊本県内における 個別労働紛争 解決制度

人事労務管理の個別化や雇用形態の変化等に伴い、労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争が増加しています。

職場慣行を踏まえた円満な解決を図るため、個別労働紛争の解決援助サービスを提供し、個別労働紛争の未然防止、迅速な解決を促進することを目的としています。

(平成29年1月現在)

## 個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会

事務局：厚生労働省熊本労働局雇用環境・均等室  
〒860-8514 熊本市西区春日2丁目10-1  
熊本地方合同庁舎A棟9階  
TEL 096-352-3865

相談機関・  
団体の紹介

### 1 熊本県しごと相談・支援センター(愛称:くまジョブ)

労働時間、賃金、解雇等の労働条件に関すること、退職勧奨や雇い止め、職場での人間関係によるトラブル等、労使双方からの様々な労働相談について、中立の立場から専門の相談員(社会保険労務士)が助言を行います。

また、相談内容が高度で専門的な助言が必要な場合は弁護士による特別労働相談(無料、要予約)も実施します。

熊本市中央区水道町8-6 朝日生命熊本ビル1階  
TEL 096-352-3613  
Email 相談(くまジョブホームページから)  
[http://www.pref.kumamoto.jp/kiji\\_6449.html](http://www.pref.kumamoto.jp/kiji_6449.html)

### 2 日本司法支援センター(法テラス熊本)

法テラスとは…「雇用」、「借金」、「離婚」、「相続」等さまざまな法的トラブルを抱えてしまったとき、「だれに相談すればいいの?」、「どんな解決方法があるの?」と、わからないことも多いはず。こうした問題解決への「道案内」をするのが私たち「法テラス」の役目です。

サポートダイヤル0570-078374まで、お電話ください。

熊本市中央区水道町1-23加地ビル3階

### 3 熊本県弁護士会紛争解決センター

熊本県弁護士会の紛争解決センターは、弁護士があっせん人となって、当事者間での紛争の自主的・主体的な解決を援助促進することを目的としています。

法律の専門家である弁護士のあっせんを通じて、訴訟になった場合の結論を意識しつつ、紛争の実情に即した「より柔軟で、具体的妥当な解決」を探求しています。

熊本市中央区京町1丁目13-11  
あっせん TEL 096-325-0913

(法律相談センター)  
熊本市中央区水道町1-23 加地ビル3階  
法律相談 TEL 096-325-0009  
法律相談は、県内7か所にあります。



相談機関・  
団体の紹介

### 4 社労士会労働紛争解決センター熊本

当センターのあっせんは、利用者の利便性を考慮し、夜間や土曜日にも開催しています。対応は労務管理の専門家である特定社会保険労務士が行いますので、安心です。

また、利用しやすいように申立時に申込金は不要です。和解に至り解決金が支払われた場合には、手続き費用として、解決金の2%をお支払いいただきます。

熊本市中央区安政町8-16村瀬海運ビル7階  
総合労働相談 TEL 096-324-1365  
あっせん TEL 096-324-1124

### 5 熊本県労働委員会

県内の事業所の労働者個人と事業主との間で労働条件や退職などに関する紛争が起き、自主的な解決が難しい場合、熊本県労働委員会の委員があっせん員となって、話し合いによる解決をお手伝いします。

あっせんは非公開で、また、当事者同士が対面することはありません。あっせんの申請は、労働者(正規・非正規は問いません)、使用者のどちらからでもでき、費用は無料です。

熊本市中央区水前寺6丁目18-1  
県庁本館3階  
TEL 096-333-2753

### 6 熊本地方裁判所

雇用関係のトラブルを解決する裁判所の手続には、民事調停、少額訴訟、民事訴訟、労働審判など様々なものがあります。

各手続きにはそれぞれ特徴があり、トラブルの実情等を踏まえてどの手続を利用するのが良いかを十分検討することが大切です。

熊本市中央区京町1丁目13-11  
TEL 096-241-8946  
熊本簡易裁判所 TEL 096-325-2194

地方裁判所の支部は、県内6か所に、  
簡易裁判所は、県内12か所にあります。  
(裁判等の手続きの説明はできますが、法律相談はできません。)

相談機関・  
団体の紹介

### 7 熊本労働局雇用環境・均等室

男女雇用機会均等法に関する事項として、職場における性別を理由とした差別、妊娠・出産等を理由とした退職強要や労働条件の引き下げ等の不利益取扱い、職場のセクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメントなどのほか、育児・介護休業法、パートタイム労働法に関する相談に対応し、労働者と事業主との間に生じた紛争を解決するための援助・調停を行います。

当室及び各総合労働相談コーナーでは、雇用関係に関する相談ができます。また、労使関係において、紛争が生じた場合には、紛争の相手方に助言を行うほか、専門家委員により話し合いを行い、紛争当事者間の主張を調整(あっせん)することにより解決を図ります。

熊本労働局が行う「援助・調停・あっせん」は、非対面、非公開で行い、費用はかかりません。

熊本市西区春日2丁目10-1  
熊本地方合同庁舎A棟9階  
TEL 096-352-3865

相談コーナーは、雇用環境・均等室の他に県内6か所の労働基準監督署(8)内に設置されています。

熊本総合労働相談コーナー TEL 096-206-9829  
八代総合労働相談コーナー TEL 0965-32-3151  
玉名総合労働相談コーナー TEL 0968-73-4411  
人吉総合労働相談コーナー TEL 0966-22-5151  
天草総合労働相談コーナー TEL 0969-23-2266  
菊池総合労働相談コーナー TEL 0968-25-3136

### 8 各労働基準監督署(県内6か所)

署内に、総合労働相談コーナーを設置しており、労働関係法令の解釈に関すること等労使双方からの様々な労働相談を受け付けています。

長時間労働(過重労働)、労働条件、解雇、賃金(賃金の立替払制度)等の相談ができます。

# 職場で、労働条件などでトラブルになったら(なる前に)…ご相談ください!

## トラブルの解決には…?

## 相談先の機関・団体の名称

## 相談等をするにあたって…

どこに相談したら良いのか分からないので、とりあえず、相談にのってほしい

- 1 熊本県しごと相談・支援センター
- 2 日本司法支援センター法テラス熊本
- 4 社労士会労働紛争解決センター
- 7 熊本労働局雇用環境・均等室
- 8 各労働基準監督署総合労働相談コーナー

職場内でのトラブル、疑問等をご相談ください。  
これらの機関・団体では、相談内容をよくお聞きしたうえで、他の専門機関がある場合には、相談内容に応じた相談先をご紹介します。

自分の主張を伝えてほしい

- 7 熊本労働局雇用環境・均等室
- 8 各労働基準監督署総合労働相談コーナー

これらの機関では、労使間において個別に主張が異なる事案がある場合(紛争状態)、一方の当事者からの申出者の主張に基づき、他方の当事者に対してその主張を伝え、紛争の解決のお手伝い(助言)を行います。  
助言できる内容は、労働基準法等の労働関係法令に違反することはないが、労使間の主張に食い違い等がある場合です。

話し合いで解決したい(有料)

- 3 熊本県弁護士会紛争解決センター
- 4 社労士会労働紛争解決センター

**あっせん、調停制度等について**  
ADR(裁判外紛争解決手続)と呼ばれ、雇用関係において当事者間に紛争がある場合、あっせん人(弁護士又は特定社会保険労務士)等を選任して、話し合いにより自主的な解決を援助促進するものです。  
解決金に応じた手数料が、それぞれ必要になります。また、別途申立手数料が必要になるセンターがあります。

話し合いで解決したい(無料)

- 5 熊本県労働委員会
- 7 熊本労働局雇用環境・均等室

県又は国が行う調停、あっせん、援助等の制度で、費用は必要ありません。  
雇用関係において労使間に紛争がある場合、あっせん員等を選任し、話し合い(非対面方式)により自主的な解決をお手伝いするものです。  
労働局においては、あっせん事由により担当部署が異なります。

法律違反があると思うので、指導をしてほしい

- 7 熊本労働局雇用環境・均等室
- 8 各労働基準監督署総合労働相談コーナー

雇用関係において、相談内容に明らかに労働関係法令違反があると思われる場合には、これらの機関から指導ができる場合があります。  
性別を理由とした差別やセクハラ等については雇用環境・均等室、その他の事項であれば、労働基準監督署へご相談ください。

法的拘束力をもって解決したい

- 6 熊本地方裁判所、簡易裁判所

トラブルを解決する手続きとして、民事調停、少額訴訟、民事訴訟、労働審判などさまざまなものがあります。  
トラブルの内容等により、利用する手続きを決めることが大切です。

各機関・団体への連絡先は、裏面の同じ数字の箇所をご覧ください。